

宜野湾市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年10月27日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 呉 屋 等

1 監査の期間

令和3年9月1日から令和3年10月27日まで

2 監査の対象

総務部 ・ 総務課 ・ 市民防災室 ・ 人事課 ・ 契約検査課 ・ IT推進課
・ 行政改革推進室 ・ 税務課 ・ 納税課

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・ 令和2年度契約関係文書
- ・ 補助金関係文書
- ・ 備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【総務部】

○総務課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○市民防災室

項 目	指 摘 事 項
観光客対応防災備蓄食糧等購入について	契約書で定められた検査結果通知書の内容に齟齬がある。適正な事務処理に努められたい。

○人事課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○契約検査課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○IT推進課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○行政改革推進室

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○税務課

項 目	指 摘 事 項
予定価格の設定について	積算根拠が明確でないまま予定価格を設定しているものが見受けられる。市財務規則第97条第2項に則り適正な事務処理に努められたい。

○納税課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし